

全軟野連発第 29 号

令和 5 年 1 月 31 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林 三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

審判員のジェスチャーの取り扱い運用について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 4 年 11 月 8 日開催の令和 4 年第 5 回理事会において、運用することが承認されました。審判技術委員会にて、取り扱いを協議し、下記の通り運用することといたしました。つきましては、各都道府県所属審判員への周知及び指導をお願いいたします。なお、審判技術指導員ならびに研修員に対しては、それぞれ本年 2 月ならびに 3 月開催の対象講習会、研修会にて周知徹底することとしております。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■パンチアウト及びストライクスリーオーバーアクションの導入について

1. 実施導入時期について

令和 5 年より導入する。

*全ての審判員が全ての機会において採用するというものではなく、従来型のジェスチャーを採用しても構わない。

2. 採用範囲について

審判資格制度の種別(級別)を問わず、行えるものとするが、審判員としての基本的事項を理解のうえ実践すること。

3. 採用大会について

一般部の大会のみ

*学童部・少年部の大会においては従来型のジェスチャーとする。

4. サイドアームストライクの導入について

1 年間の検討期間を設け技術委員会で改めて協議する。

以上